

部 会 報 告

ISO/TC 127/SC 2/WG 9 (ISO 20474 土工機械—安全) 2016 年 8 月ドイツ・フランクフルト 国際作業グループ会議報告

標準部会 ISO/TC 127 土工機械委員会国際専門家 (Expert) 小川 悦央 (コマツ)

国際標準化機構 ISO の専門委員会 TC 127 (土工機械) 傘下の国際作業グループ ISO/TC 127/SC 2/WG 9 (ISO 20474 土工機械—安全) 作業グループ会議が 2016 年 8 月にドイツ国フランクフルト市で開催され、協会標準部会 ISO/TC 127 土工機械委員会から国際専門家 (Expert) として出席した小川悦央氏の報告を紹介する。

1 開催日：2016 年 8 月 29 日 (月) ～ 31 日 (水)

2 開催地：ドイツ国フランクフルト市 VDMA (ドイツ機械工業連盟) 8 階会議室

3 出席者：13 名

米国 (ANSI) 4 名, スウェーデン (SIS) 3 名, 日本 (JISC) 1 名 他

4 会議概要：

DIS 投票時に寄せられた各国コメントの審議を実施。本会議では, ISO/DIS 20474-Part 1, Part 4, Part 10, Part 2, Part 8 を完了させ, 残るパートは 2016 年 11 月に審議する予定。

・前回までの審議で「Part 14 の廃止に伴い, 各国で独自の規定がある場合, それらを ISO 20474 の要求事項と比較検討し, より厳しい場合のみ “Additional national and regional provisions exist. (各国規定による要求事項がある)” を記載する」となっていた。が, 一転して今回, 当該文言を削除し, Part 14 も復活させないことに決定した。

5 議事：

a) ISO 20474-1 一般要求事項 (N177)

・4 List of significant hazards

significant hazards に関する, 米国を始めとする各国コメントが軒並み却下された。理由は, ISO Guide 78 に合わせるためとのこと。

・5.3.1.1 Machinery equipment (インドコメント)

1.5 t 未満の機種にはキャノピ或いはオプションでキャブを装備すること, が合意された。

・5.3.3.1 Operator-protective structure General (日本コメント)

コンパクトショベルに関しては Part 5 で記載する。

100 t 以上の機械については ISO 12117-2 により規定外である。ケーブルショベル, パイプレーヤについては ROPS を除外する認識で一致した。

・5.3.3.2 ROPS for derivative machinery (米国コメント)

派生機に対し ROPS 要求を明確にするようとのコメントであったが, 否認された。

・5.4.1.3 Seats Adjustment (日本コメント)

Compact machine の垂直方向調整については必要ないことが確認された (ISO 11112:1995 Amd1:2001)。

・5.13.2.2 Emission sound pressure level at the operator's station (日本コメント)

キャブの有無にかかわらず, ISO 20474 においては 80 dB (A) を超える (= やかましい機械) であれば取説に明記する, という事。

・5.16.4 Over current protective devices (英国コメント)

“ヒューズ不要と特別に設計したものでない限り” を条文に加えるという方針で合意した。

・7.2 Operator's manual (スウェーデンコメント)

取説内に記載すべきと主張した計 45 の項目については, 記載しないことで合意した。

b) ISO20474-2 ドーザ (N178)

・4.2 Operator's seat (日本コメント)

ISO 7096 では 50t を超える機械に試験規定が無いが, 米国の主張で 50t を超える機械にも適用することとなった。

・4.3 Rear window (日本コメント)

後方窓用のデフロスタ, ワイパについては, Requirement から recommendation へ変更され, shall も should となった。

c) ISO 20474-8 グレーダ (N180)

・4.2.1 Operator's seat (日本コメント)

サスペンションシートの装備要求に反対したが, No firm requirement exists in -1. との議長判断により却下された。

以上